Case7 (2021.2.8)

30 代 女性

主訴:めまい、複視

診断名: 先天性良性脳腫瘍

関わった医療機関(施設):脳神経外科、鍼灸院

めまい、複視を主訴として鍼灸院に来院されたケースである。当初、医療機関での検査では異常は見当たらないとの事であったが、鍼灸施術 4 回目後、症状の悪化を感じた患者が、再度の頭 部画像検査を受け、先天性良性脳腫瘍の診断を受けた症例。

寸評: 当症例の施術者は患者を抱え込む意識はなかったが、鍼灸師の職人的な気質も手伝い何とかしようという思いから、施術4回目で主訴の軽減が見られない状態でも医療機関への精査をもう一度お願いするという選択肢は頭になかったとの事であった。当研究会では、施術3回程度で主訴に変化がない場合は、医療機関での精査を検討する事を推奨している。今回は患者自身が自己判断で医療機関での検査を選択したが、療術師の抱え込みによるインシデントは医療連携によって防げることからも、主訴に中枢神経系の病変が疑われる事例では特に注意を促したい。